

開かれた行政 つるし 情報公開条例 10月1日施行

情報公開制度は、市が保有している情報すなわち文書などを原則として公開しようとする制度です。

条例の目的に、「市民の知る権利を尊重」と「市政運営の内容を市民に説明する責務」を明記し、水準の高い内容になっています。この理念を基に、市が保有する情報を公開することにより、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加の促進と公正で開かれた市政の推進を目指します。

●条例を実施する機関

この条例が適用される組織のことをいいます。都留市では、次の機関を実施機関としています。

▽市長（市長の事務部局に属する全ての部署を含みます）

▽議会

▽教育委員会（市立小中学校、文化会館などの文化的施設を含みます）

▽選挙管理委員会

▽公平委員会

▽監査委員

▽農業委員会

▽固定資産評価審査委員会

●公開請求の対象となる情報

職員が職務上作成し、又は取得したもので、組織的に用いるものとして保有し

ているものをいいます。

ただし、図書館などで資料として特別な管理をしているものや一般に利用することを目的としているものは除きます。都留市では、原則として、平成9年4月以降に作成又は取得した次の情報を公開対象とします。

▽文書

▽図画、写真、フィルム

▽録音テープ、ビデオテープ（原則として視聴のみ）

▽コンピュータなどのOA機器から出力されたもの

●公開請求できる人

実施機関に対して、情報の公開を請求できる人は、次のとおりです。

▽市内に住所がある人
▽市内に事務所又は事業所を持つ個人又は法

納得



通知書持参



閲覧



写し



納得



不服申し立て

決定通知

不服



諮問

答申



実施機関



情報公開審査会